

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 15 日

石垣市長職務代理者

石垣市副市長 知 念 永 一 郎

1 事故名

石垣市民会館内駐車場における除草作業中の車両破損事故

2 相手方

石垣市字真栄里 488 番地 1

株式会社 金助 代表取締役 湖城 優一

3 事故発生年月日

令和 7 年 6 月 26 日 午前 11 時 45 分頃

4 事故発生場所

石垣市浜崎町 1 丁目 1 番 2 石垣市民会館内駐車場

5 事故の概要

石垣市民会館内駐車場において、本市職員が草刈作業を行っていた際、草刈機に跳ね飛ばされた石によって、同駐車場に駐車していた相手方所有車両のリアガラスを破損した。

6 損害賠償額

161,232 円

損害賠償額の内訳

(1) 車両修理費：96,382 円

(2) 休業補償費：64,850 円